

新たに創業（年内に開業・設立）を  
お考えの方へ

地方創生推進交付金事業



# 地域課題解決型 創業支援補助金



栃木県内で、地域課題を解決する社会的事業※<sup>1</sup>を  
始める方に、創業に必要な経費の一部を補助します。

## 補助対象者

- ・業種の制限はありません※<sup>2</sup>
- ・R2年4月14日～R2年12月31日迄に、当事業で新たに創業する方
- ・補助事業期間：令和2年7月上旬頃～最長令和2年12月31日

補助上限額

**200万円**

補助率

**1/2**

## 補助対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、  
知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、  
マーケティング調査費、広報費 等

※交付決定日（7月上旬頃）以降に発注する経費が対象です

募集締切

**5/15(金)**

**必着**

東京23区（在住者又は通勤者※<sup>3</sup>）から  
栃木県内へ移住して創業する場合には、

移住支援金として**最大100万円**

が、転入先の市町から支給されます。

事業の詳細、募集要項や提出書類等  
については、右記のインターネットサイト  
をご覧ください

- 地域課題解決型創業支援補助金について  
<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/2/5/1.html>
- 移住支援金について  
[http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju\\_shien\\_jigyoku.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju_shien_jigyoku.html)

※<sup>1</sup> 次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。

- (1) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
- (3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)

※<sup>2</sup> ただし、栃木県が地域再生計画に定める分野で創業される方が対象となります。

※<sup>3</sup> 通勤者は東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県(条件不利地域を除く))に在住する方に限ります。

## ○問い合わせ先

事務局：(公財)栃木県産業振興センター 経営支援部 総合相談グループ TEL:028-670-2607  
栃木県産業労働観光部経営支援課 中小・小規模企業支援室 TEL:028-623-3173